

令和元年9月定例会

河合町議会会議録

令和元年9月6日 開会

河合町議会

令和元年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（9月6日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○欠席説明員	5
○議会事務局出席者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○町長のあいさつ	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○同意第12号の提案理由の説明	8
○付議事件の一括提案理由の説明	9
○議案第40号の質疑、討論、採決	19
○議案第52号の質疑、討論、採決	20
○議案第40号から議案第49号、議案第51号、議案第53号から議案第55号 の委員会付託	21
○認定第1号から認定第9号の委員会付託	22
○散会の宣告	23
○署名議員	24

河合町告示第21号

令和元年第3回（9月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年 9月 2日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和元年 9月 6日

2 場 所 河合町議会議場

令和元年9月6日（金曜日）

（第1号）

令和元年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和元年9月6日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第50号 河合町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第52号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第40号 令和元年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 6 議案第41号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第42号 令和元年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
について
- 日程第 8 議案第43号 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第44号 令和元年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算
について
- 日程第10 議案第45号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第46号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第48号 河合町外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第49号 河合町立認定こども園条例の制定について
- 日程第15 議案第51号 河合町税条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第53号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第54号 河合町下水道条例の一部改正について
- 日程第18 議案第55号 河合町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第19 認定第 1 号 平成30年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第20 認定第 2 号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて（別冊）
- 日程第21 認定第 3 号 平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
について（別冊）
- 日程第22 認定第 4 号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決
算認定について（別冊）
- 日程第23 認定第 5 号 平成30年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て（別冊）
- 日程第24 認定第 6 号 平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出
決算認定について（別冊）

日程第 25 認定第 7 号 平成 30 年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(別冊)

日程第 26 認定第 8 号 平成 30 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について (別冊)

日程第 27 認定第 9 号 平成 30 年度河合町水道事業会計決算認定について (別冊)

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 27 まで議事日程に同じ

出席議員 (13 名)

1 番 森 光 祐 介	2 番 常 盤 繁 範
3 番 梅 野 美智代	4 番 佐 藤 利 治
5 番 中 山 義 英	6 番 坂 本 博 道
7 番 長谷川 伸 一	8 番 杵 本 光 清
9 番 大 西 孝 幸	10 番 馬 場 千恵子
11 番 岡 田 康 則	12 番 西 村 潔
13 番 谷 本 昌 弘	

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長 清 原 和 人	副 町 長 田 中 敏 彦
教 育 長 竹 林 信 也	企 画 部 長 澤 井 昭 仁
総 務 部 長 福 井 敏 夫	福 祉 部 長 門 口 光 男
住 民 生 活 部 長 木 村 光 弘	ま ち づ く り 推 進 部 長 堀 内 伸 浩
教 育 部 長 上 村 欣 也	企 画 部 次 長 森 嶋 雅 也
総 務 部 次 長 浮 島 龍 幸	福 祉 部 次 長 杉 本 正 範
ま ち づ く り 推 進 部 次 長 福 辻 照 弘	ま ち づ く り 推 進 部 次 長 石 田 英 毅
安 心 安 全 推 進 課 長 上 村 学	総 務 課 長 小 野 雄 一 郎

財 政 課 長	上 村 卓 也	住 民 福 祉 課 長	中 野 雅 史
社 会 福 祉 課 長	浦 達 三	高 齢 福 祉 課 長	松 村 豊 範
保 健 セ ン タ ー 課 長	小 山 寿 子	特 命 担 当 課 長	梅 野 修 治
住 民 生 活 課 長	上 村 英 伸	環 境 衛 生 課 長	佐 藤 桂 三
特 命 担 当 課 長	井 筒 匠	ま ち づ く り 推 進 課 長	中 島 照 仁
教 育 総 務 課 長	中 尾 勝 人	生 涯 学 習 課 長	小 槻 公 男
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	中 野 典 昭		
欠 席 者 (な し)			

会 議 に 従 事 し た 事 務 局 職 員

局 長	阪 本 武 司	調 整 員	松 本 良 一
-----	---------	-------	---------

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。本日、告示第21号をもって令和元年第3回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和元年第3回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和元年第3回9月定例議会を招集致しましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

本日は議案第40号から議案第55号までの16議案、認定第1号から認定第9号までの9報告、合計25案件及び追加議案として同意第12号、同意第13号の2同意を提出させていただいております。後ほど審議説明いたしますが、皆様方には慎重審議いただきまして、ご決定を賜りますことをお願い申し上げまして招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、7番、長谷川伸一議員、9番、大西孝幸議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2 会期の決定を議題とします。

9月2日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等について報告願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本委員長。

○13番（谷本昌弘） 去る9月2日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日9月6日より9月20日までの15日間といたします。

次に会期日程でございますが、本日6日が本会議。

一般質問は18日と19日、午前10時から。

総務常任委員会は、9日、午前10時から。

経済建設常任委員会は、9日、午後1時30分から。

厚生常任委員会は、11日、午前10時から。

決算審査特別委員会は、12日と13日、午前10時から。

本会議最終日は20日、午前10時からです。

本日の議事日程は、議案第40号から第55号の16議案、認定第1から第9号の9認定を本日一括上程し、また、本日追加されました同意第12号、第13号の2同意については、本会最終日上程し審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（杵本光清） 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時19分

○議長（杵本光清） 再開します。

先ほどの議会運営委員長からの報告に誤りがありましたので訂正させていただきます。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本委員長。

○13番（谷本昌弘） 最終日についての訂正を行います。

本会議は最終日20日、午後1時30分からと訂正いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（杵本光清） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日6日より20日までの15日間と決定します。

◎同意第12号の提案理由の説明

○議長（杵本光清） それでは、理事者より同意第12号について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） はい、清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） それでは、今定例会に追加議案として提出致しました、同意第12号につきましてご説明を致します。

同意第12号 固定資産評価員の選任についてでございます。

このことにつきましては、固定資産評価員として下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町高塚台2丁目20番地3。氏名、田中敏彦。生年月日、昭和27年6月3日。

経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

以上、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げまして、同意第 12 号の提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（杵本光清） ひきつづき、議案第40号から議案第55号の16議案、認定第1号から認定第9号の9認定、同意第13号について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（田中敏彦） はい、議長。

○議長（杵本光清） はい、田中副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） 改めて、おはようございます。それでは、私からは本定例会に提出致しました、議案第40号から議案第55号までの16議案、認定第1号から認定第9号までの9認定、合計25案件。本日、追加議案として提出致しました同意第13号につきまして、順次ご説明を申し上げます。

議案第40号 令和元年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,995万5,000円を追加し、予算総額を66億4,007万5,000円とするものでございます。

第2条「債務負担行為」につきましては3ページをお願いします。

地方自治法第214条の規定により、後年度に債務を負担することのできる事項、期間及び限度額を定めており、認定こども園通園バス運行委託及び認定こども園給食調理委託につきまして、表のとおり期間及び限度額を定めるものです

それでは歳出からご説明を致します。14ページをお願いします。

款2 総務費、項1 総務管理費200万円の増額につきましては、県補助事業採択に伴い、街再生事業費の「河合ふるさとの日（冬）」事業の拡充を図るものでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費69万9,000円の増額につきましては、介護保険特別会計のシステム改修に伴い繰出金を増額するものでございます。

同じく款3 民生費、項2 児童福祉費でございますが、認定こども園の運営に要する経費2,578万3,000円を増額するものでございます。

また、10月からの幼児教育無償化に伴いまして特定財源で保育所保育料等を減額いたしまして、国県支出金を増額するものでございます。

款6 農林商工費、項2 商工費60万円の増額につきましては、県補助事業採択に伴い、秋

の産直市事業の拡充を図るものでございます。

款7 土木費、項5 住宅費では、町営住宅等の修理・整備工事を国庫補助対象とするため、町営住宅等長寿命化計画を策定するものです。

款9 教育費、項1 教育総務費の事務局費 1,083 万円の増額につきましては、10 月からの幼児教育無償化に伴いまして、町外幼稚園に通う園児の利用者負担相当額を町が負担するものでございます。

同じく款9 教育費、項4 幼稚園費 156 万円の増額につきましては、10 月からの幼児教育無償化に伴いまして、河合幼稚園で実施する預かり保育の利用者負担相当額を町が負担するものでございます。

また、幼児教育無償化にあたり、特定財源で幼稚園保育料を減額し国県支出金を増額するものでございます。

款12 諸支出金、項2 特別会計繰出金 31 万 7,000 円の減額につきましては、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正に伴う財源調整として特別会計繰出金を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。8 ページをお願いします。

款12 分担金及び負担金、項1 負担金で保育所保育料 1,764 万 9,000 円の減額するものでございます。

款13 使用料及び手数料、項1 使用料で、幼稚園保育料 247 万 3,000 円の減額するものでございます。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金で 584 万 1,000 円の増額。

同じく款14・国庫支出金、項2 国庫補助金で 2,772 万 1,000 円の増額となります。

款15 県支出金、項1 県負担金で 292 万円の増額。

同じく款15 県支出金、項2 県補助金で 571 万 3,000 円の増額。

款18 繰入金、項1 基金繰入金で地域振興基金繰入金 2,000 万円の増額をするものでございます。

款19 繰越金、項1 繰越金で 697 万 9,000 増額。

款20 諸収入、項4 雑入で 90 万 3,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 4,995 万 5,000 円の増額補正となっております。

議案第 41 号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 2,093 万 1,000 円を追加いたしまして予算総額を 22 億 2,293 万 1,000 円とするものでございます。

それでは歳出から順次ご説明を致します。8 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費では、この度の補正予算において歳入歳出それぞれ集計したところ 2,093 万 1,000 円の財源超過となることから、財源調整として国民健康保険財政調整基金積立金 2,093 万 1,000 円を増額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。6 ページをお願いします。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税で 2,951 万 1,000 円の減額でございます。

款 6 繰入金、項 2 基金繰入金で 2,394 万 4,000 円の減額。

款 7 繰越金、項 1 繰越金で 7,439 万 4,000 円を増額となっております。

以上、歳入歳出 2,093 万 1,000 円を増額補正となっております。

議案第 42 号 令和元年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の振替を行うものでございます。

議案第 43 号 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算から、それぞれ 50 万円を減額し、予算総額を 6 億 9,900 万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。8 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費 50 万円の減額につきましては、消費税納税額不用額を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。6 ページをお願いします。

款 6 繰越金、項 1 繰越金で 50 万円の減額となっております。

以上、歳入歳出 50 万円の減額補正となっております。

議案第 44 号 令和元年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の振替を行うものでございます。

議案第 45 号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 1,249 万 3,000 円を追加し歳入歳出予算総額を 19 億 2,487 万 1,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。10 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費では、介護報酬改定に伴うシステム改修業務委託 130 万 9,000 円を増額するものです。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費では、歳出予算に増減はございません。よって財源の振替となっております。

款 5 積立金、項 1 基金積立金 1 億 513 万 4,000 円を増額につきましては、財源調整による介護給付費準備基金積立金の増額となっております。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 605 万円の増額につきましては、平成 30 年度の歳入、国庫支出金及び県支出金の精算に伴う償還金の増額となっております。

次に、歳入についてご説明致します。6 ページをお願いします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料で 1,059 万 6,000 円を増額。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金 99 万円の増額。

同じく款 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金」で 61 万円の増額。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金で 597 万 1,000 円を増額。

款 6 県支出金、項 1 県負担金で 125 万 1,000 円を増額。

款 7 繰入金、項 1 基金繰入金で 69 万 9,000 円を増額。

款 8 繰越金、項 1 繰越金で 9,237 万 6,000 円を増額となっております。

以上、歳入歳出 1 億 1,249 万 3,000 円を増額補正となっております。

議案第 46 号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 160 万 2,000 円を追加いたしまして、予算総額を 3 億 6,860 万 2,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。8 ページをお願いします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金では 160 万 2,000 円を増額で、平成 30 年度分に係る被保険者からの保険料の未払い分を負担金として広域連合に納付するものです。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願いします。

款5繰越金、項1繰越金で160万2,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出160万2,000円の増額補正となっております。

議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、第1条一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第2条河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましても法律の改正に伴う号ずれの修正を行うものでございます。

また、第3条河合町下水道条例の一部改正につきましては、成年被後見人等であることにより一律に使用者等の代理人選定から排除するとされていた条文の修正を行うものでございます。

この条例は、令和元年12月14日から施行するものです。ただし、第2条の規定につきまして、公布の日から施行するものでございます。

議案第48号 河合町外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、去る6月定例会において「個別外部監査制度の導入及び実施を求める決議」が可決されたことに伴い、個別外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めるものでございます。

内容につきましては、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めることができる場合を定めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議案第49号 河合町立認定こども園条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、令和2年4月1日に河合町立認定こども園を開園するにあたり、必要事項を定めるものでございます。

また、本条例の制定と併せて、関連する条例の廃止及び一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、第2条で、認定こども園の名称及び位置、第3条でこども園で行う事業、第4条で入園資格、第5条で保育料、第6条で休園日等を定めるものでございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第50号 河合町印鑑条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、男女共同参画、女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏（うじ）の記載を可能とするものでございます。

この条例は、令和元年11月5日から施行するものでございます。

議案第51号 河合町税条例等の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」の施行、並びに「元号を定める政令」の施行に伴い、河合町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な内容をご説明いたします。

第1条では、元号の改正を行います。次に第2条以降の改正についてご説明いたします。

1点目は、町民税の改正でございます。

第36条の2の改正につきましては、町民税の申告手続きを簡素化するため、年末調整のされた給与所得について申告書を提出する場合には、所得控除の記載を合計額によって記載することができるものとしてございます。

第36条の3の2、第36条の3の3、第24条の改正につきましては、こどもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている者のうち、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親を個人町民税の非課税の対象に追加するものでございます。

2点目は、軽自動車税の改正でございます。

附則第15条の2の改正につきましては、一定の基準を満たす燃費性能の優れた軽自動車、軽自動車税の環境性能割の税率が1パーセントとされている車両の取得が、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの特定期間に行われた場合の税率を非課税とするものでございます。

附則第15条の6の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割が2パーセントとされている車両の取得が、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの特定期間に行われた場合の税率を1パーセントとするものでございます。

附則第16条の改正につきましては、軽自動車税の種別割について、重課課税及び税率の軽減を規定するグリーン化特例の規定を整備するものでございます。

以上が主な改正内容でございます。

議案第 52 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の一部改正に伴い、本条例の一部を改正をするものでございます。

改正いたします内容は、町が貸付けた災害弔慰金に対する償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大等を規定するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第 53 号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行に伴い本条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、満 3 歳児以上の教育・保育給付認定を受ける子ども、及び、市町村住民税非課税世帯で、満 3 歳未満の保育認定を受ける子どもについて、利用者負担を無償とするものでございます。

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 54 号 河合町下水道条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、平成 11 年以降適用しておりました、「排水設備指定工事店指定更新手数料」を 3,000 円から、5,000 円に改めるものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第 55 号 河合町水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「水道法の一部を改正する法律」の施行、及び「水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」により、本条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、「指定給水装置工事事業者」の指定について、5 年の更新制が導入されたことに伴い、本条例に 5,000 円の「更新手数料」を設定するものです。

この条例は令和元年 10 月 1 日から施行するものでございます。

次に、認定第 1 号から認定第 9 号につきましては、平成 30 年度各会計の歳入歳出決算認定についてでございます。

認定第 1 号から認定第 8 号までの、一般会計並びに 7 特別会計の歳入歳出決算認定につきましては、「地方自治法第 233 条第 3 項」の規定により、また、認定第 9 号、水道事業会計決算認定につきましては「地方公営企業法第 30 条第 4 項」の規定により、それぞれ監査委

員の意見書を附して、議会の認定を求めるものでございます。

配布しております「平成 30 年度・主要な施策の成果」を基に説明させていただきます。

「主要な施策の成果」の 3 ページをお願いします。

最初に、財政健全化法に基づく財政健全化判断比率について説明させていただきます。

赤字比率、実質赤字比率につきましては、一般会計決算収支、また、その他特別会計や水道会計を併せた連結ベースの収支のいずれも黒字決算でございまして、この 2 つの比率については「なし」ということになります。

次に、実質公債費比率は、21.1%で、前年度と比較して 0.5%増加しています。増加した要因は、平成 25 年度に借り入れた第三セクター等改革推進債の元利償還金の増加などによるものです。

次の、将来負担比率は、209.1%で、前年度と比較して 10.0%減少しています。

令和元年度には、認定こども園整備、小中学校空調整備などの実施により一時的に比率の増加が見込まれますが、その後は緩やかに減少してまいります。

最後に、資金不足比率は、公営企業会計である水道事業会計と下水道事業会計につきまして、平成 19 年度以降資金不足額は生じていないことから比率は「なし」となっています。

次に、「主要な施策の成果」の 13 ページをお願いします。

認定第 1 号 平成 30 年度河合町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

下段の表のとおり、歳入総額は 70 億 8,835 万 7,066 円となり、対前年度 3 億 7,699 万 3,426 円の増額、率にして 5.6%の増となっております。

歳出総額につきましては、70 億 6,667 万 7,197 円で、対前年度 3 億 9,476 万 7,169 円の増額で率が 5.9%の増となっております。

歳出面では、普通建設事業費や物件費、公債費が増額、一方で、維持補修費や補助費等、人件費については減少しています。

次に、歳入面では、町税や譲与税、交付金等が減少となったものの、地方交付税で、基準財政収入額の減少などで増額となっております。

以上の結果、歳入歳出差引額から翌年度への繰り越し財源を除いた実質収支額は 1,697 万 8,869 円の黒字決算となっております。

なお、主要な施策の成果の 15 ページから 81 ページまでは、一般会計の主要な施策の成果を記載しておりますので、参照していただきたいと存じます。

「主要な施策の成果」の 83 ページをお願いします。

認定第2号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額21億6,183万1,360円。歳出総額20億8,743万6,979円。実質収支は7,439万4,381円の黒字決算となっております。

84ページ、85ページには保険税の収納状況、給付状況等を記載しておりますので参照していただきたいと存じます。

「主要な施策の成果」の87ページをお願いします。

認定第3号 平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額459万7,500円、歳出総額459万7,500円、差引実質収支はゼロとなっております。

なお、本会計につきましては、平成30年度末で債権放棄を行い、特別会計を設置する目的がなくなったことから、平成31年4月をもって廃止となっております。

「主要な施策の成果」の89ページをお願いします。

認定第4号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額1,004万542円、歳出総額972万4,032円で、差引実質収支は31万6,510円の黒字決算となっております。

「主要な施策の成果」の91ページをお願いします。

認定第5号 平成30年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額6億8,599万1,223円、歳出総額6億8,599万1,223円、歳入歳出差引額から翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支はゼロとなっております。

主な事業実績は92ページ以降に記載しております。

「主要な施策の成果」の95ページをお願いします。

認定第6号 平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額210万円、歳出総額ゼロ、差引実質収支は210万円の黒字決算となっております。

「主要な施策の成果」の97ページをお願いします。

認定第7号 平成30年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてございま

す。

保険事業勘定では、歳入総額 17 億 2,199 万 1,467 円、歳出総額 16 億 2,961 万 5,182 円、歳入歳出差引額から翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支は 9,237 万 6,285 円となっております。

98 ページ以降に保険料の収納状況、給付状況等を記載しておりますのでごらんいただきたいと思っております。

「主要な施策の成果」の 101 ページをお願いします。

認定第 8 号 平成 30 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額 3 億 5,976 万 5,221 円、歳出総額 3 億 5,816 万 2,621 円、差引実質収支は 160 万 2,600 円の黒字決算となっております。

支出状況は 102 ページに記載しております。

次に、認定第 9 号 平成 30 年度河合町水道事業会計決算認定についてでございます。

別冊で配布致しております「平成 30 年度 河合町水道事業会計決算書」の 1 ページ「平成 30 年度河合町水道事業決算報告書」をお願いします。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額 5 億 8,581 万 6,124 円、支出総額 5 億 3,896 万 5,493 円、差引実質収支は 4,685 万 631 円の黒字決算となっております。

次に、決算書の 3 ページをお願いします。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額 9,300 万円、支出総額 1 億 4,047 万 8,735 円、差引実質収支は 4,747 万 8,735 円の赤字決算となっております。

なお、12 ページ以降には、事業報告書、給水人口及び配水量などを記載しておりますので、参照していただきたいと存じます。

次に、本日、追加議案として提出いたしました同意第 13 号につきましてご説明を致します。

同意第 13 号 教育委員会委員の任命についてでございます。

このことにつきましては、このたび、森嶋勝彦氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

住所、河合町穴闇 102 番地 1。氏名、森嶋勝彦。生年月日、昭和 28 年 12 月 30 日。

経歴書を添付致しておりますので、ご参照下さい。

私からの提出議案のご説明は以上でございます。、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第3 議案第50号 河合町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 今回この印鑑条例の改正ですけれども、住民基本台帳が変わって印鑑条例も変わるという事だと思んですけども、住民基本台帳法の旧姓となっておりますけれども、どのように変わって印鑑条例にどのような影響があつて住民に対してどういうメリットがあるかとかその辺をお答え願いますか。

○住民福祉課長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中野住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） ただいま大西議員からご質問ありました事についてお答えさせていただきます。まず、今回の改正につきましては住民基本台帳施行令の改正に伴いまして申し出によってですね、旧姓、旧氏ですね。旧氏の方を住民登録してほしいという方が申し出された場合に印鑑登録の方も、旧氏を登録された場合には必ず住民票を出す場合も、印鑑登録証明書を出す場合も旧氏の方は記載させていただくという流れになります。そもそも、女性社会の活躍という事で旧氏を使えるという政令改正が行われました。メリットとしましては旧姓で使えるという事ですので、例えば婚姻されて預金通帳が旧のままであっても本人確認ができるという事でそのまま引き続き旧姓の通帳が使えるとか、また就職や転職等をされて仕事の場面でも旧氏であっても本人が同一性の確認がとれたりとかになります。

マイナンバーカード、個人番号どちらかをそれぞれお持ちですので、そのところに必ず旧姓の住民登録を旧氏でしてくださいという事になった場合は、そちらの方も必ず追記変更という必要が出てきます。以上でございます。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第50号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。着席願います。

よって、議案第50号 河合町印鑑条例の一部改正については可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長(杵本光清) 日程第4 議案第52号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番(坂本博道) はい、議長。

○議長(杵本光清) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 内容をというわけではないんですが、6月議会で14条、15条が変更されたと思うんですけども改めて、今度15条について変更となってるんですが、その意味合いについて説明をお願いします。

○社会福祉課長(浦 達三) はい、議長。

○議長(杵本光清) 浦社会福祉課長。

○社会福祉課長(浦 達三) 今回の改正ですけれども、支払猶予が以前は施行令で定められていたものが法律で明確に規定しなければならないという事で法律第13条に格上げされたことによって第13条のものの償還金の免除が第14条にずれ込んでという事で条ずれが起こった為に今回の改正にいたったという事になります。以上です。

○6番(坂本博道) はい、議長。

○議長(杵本光清) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 6月の時にはまだ決まっていなかったということで理解したらよろしいで

しょうか。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 浦社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、6月の時点では決まっておりました。今回の改正でさせていただきます。以上です。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第52号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。着席願います。

よって、議案第52号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第40号から議案第49号、議案第51、議案第53号から議案

第55号の委員会付託

○議長（杵本光清） 日程第5、議案第40号、日程第6、議案第41号、日程第7、議案第42号、日程第8、議案第43号、日程第9、議案第44号、日程第10、議案第45号、日程第11、議案第46号、日程第12、議案第47号、日程第13、議案第48号、日程第14、議案第49号、日程第15、議案第51号、日程第16、議案第53号、日程第17、議案第54号、日程第18、議案第55号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

議案第40号、議案第48号、議案第51号を総務常任委員会に付託します。

議案第41号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第49号、議案第53号を厚生常任委員会に付託します。

議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第54号、議案第55号を経済建設常任委員会に付託します。

◎認定第1号から認定第9号の委員会付託

○議長（杵本光清） 日程第19、認定第1号、日程第20、認定第2号、日程第21、認定第3号、日程第22、認定第4号、日程第23、認定第5号、日程第24、認定第6号、日程第25、認定第7号、日程第26、認定第8号、日程第27、認定第9号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

特別委員会を設置します。委員会の名称は決算審査特別委員会とします。

ただいま、設置しました委員会の委員数及び委員の選任についてはどのようにしたらよろしいかお諮りいたします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時04分

○議長（杵本光清） 再開します。

委員は6名とします。委員の選任の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員には、常盤繁範議員、梅野美智代議員、佐藤利治議員、坂本博道議員、長谷川伸一議員、馬場千恵子議員、以上の6名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時08分

○議長（杵本光清） 再開します。

互選の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員長には馬場千恵子議員、同副委員長には長谷川伸一議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（杵本光清） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 長谷川 伸 一

署 名 議 員 大 西 孝 幸